

愛川町テニス協会会則

第1章 総則

第1条 本協会は、愛川町におけるテニスの普及発展を図り、併せてその技能の向上と親睦を図るとともに、体育の向上、運動精神の修養を図り社会体育の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本協会は、前条の目的を達成するために次ぎの事業を行う。

- (1) 各試合ならびに大会の開催
- (2) テニスの普及、振興および指導
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3条 本協会は、愛川町内のテニス団体を統括し、神奈川県テニス協会および愛川町体育協会に、愛川町のテニス団体を代表して加盟する。

第2章 加盟団体

第4条 加盟団体は、本会の主旨に賛同するものとする。

第5条 本協会は、以下の加盟団体よりなる。

- (1) 地域のテニス団体
- (2) 企業を代表するテニス団体（事業所の職員、社員等により構成された団体）
- (3) 愛川町に所在する営利を目的としたテニスクラブ

第6条 本協会に入会する団体は所定の書式により申し込み、理事会の承認をへて入会する。但し、団体として他のテニス協会との二重登録は認めない。退会する団体は、その理由を記して届け出るものとする。

第7条 加盟団体は所定の年会費を会員名簿とともに納入する。納入した会費は理由の如何に関わらず払戻されない。年会費の額は、理事会において定め総会でこれを決定する。

第8条 加盟団体においては本会則に違反するか、本協会の体面を著しく傷つけた行為ありと認められた時は、総会の決議により除名または処分することができる。

第3章 事業

第9条 第1章 第3条に基づき以下の事業を行う。

- (1) 本協会主催の各種試合
- (2) 愛川町主催行事に対する主管、後援、協力
- (3) 愛川町内において行われる日本テニス協会、関東テニス協会、神奈川県テニス協会等主催行事に対する主管、共催、後援、協力
- (4) 各種団体の要請により理事会の決議を経て、その団体主催行事に対する後援、共催、協力
- (5) 愛川町内におけるテニスの普及、振興を目的とする指導もしくは指導者の派遣
- (6) その他、第1章 第2条に基づく有効かつ有益な事業

第4章 機 関

- 第10条 本協会に次の機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) その他、各種事業運営委員会
- 第11条 総会は、最高決議機関であつて、各加盟団体の代表者1名及び理事会、総務、専門委員会の役員（以下 総会構成員）によって構成され会長がこれを召集し、毎年1回以上開催される。但し、加盟団体の3分の2以上の要請、または会長が必要と認められたときに随時これを開催する。議決権は各加盟団体の代表者1名がこれを有す。
- 第12条 次の事項は総会で決定される。
- (1) 会則改正に関すること
 - (2) 会長、副会長、監事、理事の指名推挙
 - (3) 予算、決算、事業計画、事業報告に関すること
 - (4) その他重要事項
- 第13条
- (1) 総会は、総会構成員の2分の1以上の出席をもつて成立する。但し、出席は委任をもつてかえることができる。
 - (2) 議長は、会長または、総会出席者より会長の指名したものがこれに当り、議事は加盟団体代表の過半数をもつて決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。
 - (3) 書記は、総会出席者の中から議長が指名する。書記は、協会の決議事項を記録し公表する。
- 第14条
- (1) 理事会は、本協会運営の企画および、執行機関であつて、会長、副会長、理事長、副理事長、理事によって構成される。
 - (2) 理事会は、理事長がこれを召集し、理事長は議長を務める。
- 第15条
- (1) 理事会は、本協会の事業を行うにあたり、各事業ごとに事業運営委員を置く。
 - (2) 事業運営委員会は、その事業を処理するための決定権を有する。

第5章 役 員

- 第16条 本協会に下記の役員を置く。
- (1) 会長 1名
本協会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長 若干名
会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - (3) 監事 2名
本協会の会計事業を監査し、総会で意見をのべる。
 - (4) 理事長 1名
総会より委託された事項または緊急を要する事項を処理する。
 - (5) 副理事長 若干名
理事長を補佐し理事長に事故がある時はその職務を代行する。
 - (6) 理事 若干名
総会の決議を執行し、本協会の会務を処理する。そのために定期的に会合し、事務を円滑、迅速に処理する。
 - (7) その他 必要に応じて、名誉会長、顧問、参与、相談役等を置くことができる。

- 第17条 会長は、前年度の理事会において推挙され一定期間をおいた後、意義の申し立てが加盟数の2分の1を超えない場合は、総会が委嘱する。
- 第18条 副会長は、会長が指名推挙し、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 第19条 監事は、総会において指名推挙された加盟団体の代表者があたる。
- 第20条 理事は次の方法によって、加盟団体登録員の中から指名推挙される。
(1) 総会指名推挙理事
・ 前年度理事会より指名推挙され、会長がこれを委嘱する。
・ 総会において指名推挙され、会長がこれを委嘱する。
(2) 理事長指名推挙理事
・ 理事長により指名推挙され、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 第21条 理事長は、原則として総会指名推挙理事の互選により指名推挙され、会長これを委嘱する。但し、上記理事の総意のもとで総会の承認を経て広く会員の中から指名推挙することもできる。
- 第22条 副理事長は、理事長が指名推挙し総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 第23条 名誉会長、顧問、参与、相談役は、必要に応じて会長が指名推挙し、総会の承認を得る。
- 第24条 (1) 役員任期は2年とし、再任は妨げない。
(2) 役員に欠員が生じたときは、適時前条により補充する。補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
(3) 役員は、任期満了後でも後任役員決定就任するまで、その職務を行なわなければならない。

第6章 事業会計年度

- 第25条 本協会の事業および、会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月末日に終る。

第7章 附則

- 第26条 本会則は、総会の決議がなければ変更することができない。但し、議決には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第27条 本会則の施行に必要な細則は、理事会で別に決定する。
- 第28条 本会則は、平成18年1月1日より施行する。